

令和2年度 保険料減免早見表

(1)所得減少 ※被保険者(擬主含まない)の合算所得で判定

前年所得からの減少率に応じて、8区分(減少率が30%以上40%未満:30%:A、同40%以上50%未満:40%:B、同50%以上60%未満:50%:C、同60%以上70%未満:60%:D、同70%以上80%未満:70%:E、同80%以上90%未満:80%:F、同90%以上100%未満:90%:G、同100%:100%:H)

(2)人的控除 (減免額を1/3)	基準金額	住民税	医療分	支援分	介護分	※3計(年額)
※1 寡婦(寡夫)控除:I	31年中所得 125万円以下	26 万円	23,530	6,994	6,916	37,440
※2 特別寡婦控除:J		30 万円	27,150	8,070	7,980	43,200
障害者控除(下記以外の障害者等):K		26 万円	23,530	6,994	6,916	37,440
特別障害者(身体障害者1・2級、療育A、精神1級等):L		30 万円	27,150	8,070	7,980	43,200
勤労学生控除:M	31年中所得 65万円以下	26 万円	23,530	6,994	6,916	37,440

□は、これら間で同一被保険者で重複できない。

※1の寡婦とは、①夫と死別又は、離婚後婚姻していない婦人で、扶養親族や生計を一にする子で、総所得金額等の合計金額が38万円以下の人を有する者

②夫と死別後婚姻していない婦人で、合計所得金額が500万円以下の者

※2とは、夫と死別又は、離婚後婚姻していない婦人で合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子を有する者

※3:該当する者の所得割額と計の額を比べて少ない額を減免額とする。

※4:平成22年度まで実施していた国保老年者(F)、年金受給者(G)は平成23年度より廃止

※5:雇用保険受給者資格者で、失業(結婚、出産、定年その他の自己都合により就職した者を除く)した場合は平成30年度より廃止

(3)市民税非課税及び準じる場合(()内は1.5倍の金額)

※被保険者数(擬主含まない)の合算所得で判定

1人 : 28万円以下(42万円以下) 4人家族:129万円以下(193.5万円以下)

2人家族: 73万円以下(109.5万円以下) 5人家族:157万円以下(235.5万円以下)

3人家族:101万円以下(151.5万円以下) 6人家族:185万円以下(277.5万円以下)

減免額を1/3

非課税範囲(N):所得割額 7割減免

1.5倍以下(O):所得割額 2割減免

(4)拘禁の場合(P):免除

(5)公私の扶助を受けている場合(Q):免除

減免額を1/3

注意 (1)・(2)・(3)・(4)・(5)の2以上に該当するときは、減免割合(額)の大きいものを適用する。

〔政令軽減〕

・7割軽減:1世帯の所得合計33万円以下

・5割軽減:33万円+28.5万円×被保険者数(擬主を除く)

・2割軽減:33万円+52.0万円×被保険者数(擬主を除く)

被保険者数(擬主を除く)

2割軽減

5割軽減

1人

:

85万円以下

61.5万円以下

2人

:

137万円以下

90.0万円以下

3人

:

189万円以下

118.5万円以下

4人

:

241万円以下

147.0万円以下

5人

:

293万円以下

175.5万円以下

6人

:

345万円以下

204.0万円以下

7人

:

397万円以下

232.5万円以下

※被保険者(擬主含む)の合算所得で判定

※被保険者(擬主含む)に無申告者がいる時は、適用しない。

〔倒産等による失業者軽減〕詳細裏面:要届出((2)と比べて有利な方を適用)

〔経過措置(旧国保・旧扶養)〕

◎国保に加入している世帯で、後期高齢医療に移行し、75歳未満の方が引き続き国保に加入している場合

・軽減の継続(恒常化)・・・世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減が受けることができる。

・世帯平等割(医療・支援)が半額(5年間)・・・国保被保者が単身になる時、世帯平等割が半額になる。

5年経過後3年間は、世帯平等割が3/4になる。

◎被用者保険から後期高齢医療に移行することにより、その被扶養者で65歳から74歳までの方が国保に加入する場合(要減免申請)

・所得割・・・免除(当分の間)

・均等割・・・半額(2年間)

・世帯平等割・・・国保被保険者が単身等のときは半額(2年間)

旧国保の死亡等の時

世帯主:その月から減額解除

世帯員:当該年度は減額継続

令和2年度 保険料減免早見表

倒産等による失業者に対する国民健康保険料の軽減について

“倒産・解雇などによる離職”(特定受給資格者)や、“雇い止めなどによる離職”(特例理由離職者)の方は、届出により国民健康保険料が軽減されます。

〔対象者〕

雇用保険受給資格者証(又は雇用保険特例受給資格者証)の離職理由のコードが下記に該当する方(離職時年齢65歳未満)

(1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)

11.解雇

12.天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

21.雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)

22.雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)

31.事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32.事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

(2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

23.期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)

33.正当な理由のある自己都合退職

34.正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

◎ 今回の軽減制度の対象とならない受給資格者証についての注意事項

『雇用保険受給資格者証』の他に以下の受給資格者証がありますが、これをお持ちの方は軽減対象ではありませんので、確認の際に御留意ください。

『特例受給資格者証』

季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者

＜判別方法＞ 新様式:右上に特 旧様式:上部に橙色のライン

『高年齢受給資格者証』

65歳到達日以後に離職された方へ交付されています。

＜判別方法＞ 新様式:右上に高 旧様式:上部に緑色のライン

〔軽減額〕

前年の給与所得を30/100にして算定することにより軽減されます。また、政令軽減の所得判定や給付判定もその30/100した所得で行います。

〔軽減期間〕

離職の翌日から、離職の翌日の属する年度の翌年度末までの期間(国民健康保険加入期間)で、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

国民健康保険料(税)軽減の対象期間について

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険料を算定。

高額療養費の所得区分の判定とその適用期間

高額療養費の所得区分の判定については、離職日の翌日において所得判定を行い、その翌月診療分から適用する。

〔届出持参物〕

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・雇用保険受給資格者証(又は雇用保険特例受給資格者証)